平成２２年（フ）第２２７号
青森県黒石市青山116―４　コーポレス青山２号室、住民票上の住所青森県平川市唐竹苺原４番地３
債務者　山内　幸子（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２２９号
青森県青森市浪岡大字郷山前字永原５番地１
債務者　大坂江利子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２３６号
青森県弘前市大字松ケ枝５丁目14番地４　城東マンション201号、申立時の住所青森県南津軽郡大鰐町大字八幡館字水入18番地６
債務者　土岐フミ子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第６９号
熊本県荒尾市菰屋998番地
債務者　古賀理恵子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第７４号
熊本県玉名市亀甲79番地７　ポストンビル４階
債務者　岸本　一孝
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第５５号
宮城県登米市迫町森字平柳237番地２　サンフレッシュ美香１号
債務者　三浦　広美（旧姓大道）
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第１６７号
山口県周南市原宿町２番６号　石田アパート102号、前住所大阪府寝屋川市仁和寺本町３丁目３番16号
債務者　佐原　紀恵（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１７７号
山口県周南市大字徳山1019番地の52
債務者　川本　茂美
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１６２３号
札幌市東区北15条東６丁目２番17―202号
債務者　糠谷　佳代
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０７０号
札幌市中央区北３条西26丁目２番15―201号
債務者　花田八重子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３５３号
札幌市手稲区星置３条６丁目14番25号　ルミエール星置101号
債務者　佐藤　洋美
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５４５号
札幌市北区北27条西５丁目２番14号　ノースランド北27条202号
債務者　布施　愛子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６２５号
札幌市豊平区平岸５条13丁目４番13―103号
債務者　川本　葉子（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６３８号
札幌市東区北16条東15丁目１番８―401号
債務者　大久保　径
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６３９号
札幌市東区北16条東15丁目１番８―401号
債務者　大久保　朋
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６４９号
札幌市中央区南25条西８丁目２番３―202号
債務者　佐野有紀子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８１９号
北海道石狩市花川南１条３丁目216番地
債務者　重山　幸子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８３４号
北海道北広島市中央５丁目２番地３　ケーワイハイツＥ―102号
債務者　佐々木歩惟（旧姓宇之津）
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部